

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日であるときは、その翌日)

## 目次

- ◇選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則  
鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

### 選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十三年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

#### 鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和三十三年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。  
第六条の二を削る。

第三号様式その一(永久選挙人名簿の場合)を次のように改める。

その1(永久選挙人名簿の場合)

選挙人名簿登録者数報告書

昭和四十三年五月三十日現在

### 選挙管理委員会

区分	前回の登録日現在				今日の登録日現在			
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A)+(B)	(C)+(D)	(A)+(B)+(C)+(D)	(B)のうち第2項の登録者数
男	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
女	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

備考 この中には、満20才になって初めて選挙人名簿に登録した者の数を含まないこと。

#### 附則

この規則は、昭和四十三年六月一日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

#### 鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五章を次のように改める。

第五章 立会演説会

(開催主体)

第十八条 県の委員会は、法第五十三條第一項の規定により、立会演説会を開催すべき町村を指定したときは、その旨を当該町村の委員会に通知するものとする。

2 県の委員会は、法第五十三條第二項に規定する立会演説会の開催の単位を決定したときは、その旨を市の委員会に通知するものとする。

3 市の委員会は、前項の通知を受けたときは、直ちにその単位を告示しなければならない。

(代理人の証明)

第十九条 法第五十四條第一項の規定による代理人(以下「代理人」という。)は、立会演説会において演説をしようとするときは、別記第六号様式による代理人であることを証明する書面をその立会演説会場において市町村の委員会に提出しなければならない。ただし、証明しがたい事情のあるときは、その旨を明して証明に代えることができる。

(政党等の意見聴取の日時及び場所の告示)

第二十条 県の委員会は、法第五十五條第三項の規定により政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めて意見をきこうとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を告示するものとする。

(参加申出の期日等)

第二十一条 法第五十六條第一項又は法第五十六條の二第一項の規定による立会演説会に加わろうとする旨の申出は、選挙の期日の公示又は告示のあつた日から二日間にしなければならない。

2 法第五十七條第一項の規定による立会演説会に加わろうとする旨の申出は、自己の加わろうとする最初の立会演説会の開催の日の四日前までにしなければならない。

3 班別編成の方法によらない立会演説会への参加の申出は別記第七号様式による申出書を、班別編成の方法による立会演説会への参加の申出は別記第八号様式による申出書を県の委員会に提出してしなければならない。

(演説の順序等のくじを行なう日時及び場所の告示)

第二十二条 県の委員会は、法第五十六條第二項及び第四項並びに法第五十六條の二第二項の規定によるくじを行なおうとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を告示するものとする。

(班別編成による場合の所属の班の決定)

第二十三条 県の委員会が、法第五十六條の二第二項の規定により立会演説会における候補者の所属の班を定める場合において、同一の政党その他の政治団体に属する候補者が二人以上参加の申出をしているときは、候補者がすべて同一の政党その他の政治団体に属する場合を除く。)は、はじめに政党その他の政治団体について、次に同一の政党その他の政治団体に属する候補者についてそれぞれくじでその順序を定め、まず第一順位になつた政党その他の政治団体に属する候補者を第一順位者から順次それぞれの班に属させ、それに続けて第二順位以下の政党その他の政治団体に属する候補者についても同様に順次それぞれの班に属させるものとする。

2 前項の場合において政党その他の政治団体に属しない候補者については、これらの者が一の政治団体に属するものとみなす。

(指定期日後に参加の申出をした者の演説の順序)

第二十四条 班別編成の方法によらない立会演説会に法第五十七条第一項の規定により指定期日後に参加の申出をした候補者の演説の順序は、すでに参加の申出をした候補者の前とする。

2 前項の場合において、同時に参加の申出をした候補者が二人以上あるときは、県の委員会がくじによりその演説の順序を定めるものとする。

第二十四条の二 班別編成の方法による立会演説会に法第五十七条第一項の規定により指定期日後に参加の申出をした候補者の属すべき班は、当該候補者の希望、すでに班に属している候補者の数及び当該候補者の属する政党その他の政治団体を参酌して県の委員会が決定するものとする。

2 前項の候補者の演説の順序は、その者が最初に加わる立会演説会についてはすでに参加の申出をした候補者の前とし、次回以後の立会演説会については法第五十六条の二第四項の規定の例による。

3 前項の場合において、同時に参加の申出をした候補者が一の班に二人以上属することとなるときは、県の委員会がくじによりその演説の順序を定めるものとする。

4 法第五十六条の二第三項の規定により立会演説会における演説の順序を二又は三の期間に分けて決定している場合においては、各期間ごとに前二項の規定を適用する。

(演説の順序の変更)

第二十五条 立会演説会に加わるべき候補者が、当該立会演説会を開催する日の二日前までに死亡し、立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞した場合又は第二十八条第一項の規定により欠席の届出

をした場合の当該立会演説会における演説の順序は、当該候補者の次順位以下の者を順次繰り上げたものによる。

2 前項の規定により演説の順序が変更された場合においては、県の委員会は、その旨を告示し、あわせて関係のある市町村の委員会及び候補者に通知するものとする。

(演説の順序の繰上)

第二十六条 立会演説会を司会する者(以下「司会者」という。)は、候補者(候補者であつた者を含む。)又は代理人がその演説をすることができる時間の全部又は一部を使用しないために演説が中断された場合は、他の候補者又は代理人を順次繰り上げて演説をさせることができる。

(演説会場に到着すべき時刻)

第二十七条 立会演説会において演説をする候補者又は代理人は、最初に演説をすべき者にあつては演説を開始する時刻の十分前までに、その他の者にあつては自己の演説を開始する時刻の五分前までに演説会場に到着して司会者にその旨を申し出なければならない。

2 前項に規定する時刻までに演説会場に到着しなかつた候補者又は代理人は、その立会演説会においては演説をすることができない。ただし、司会者は、他の候補者又は代理人の演説が開始されていないとき、又は前条の規定により後順位者を繰り上げておなほ演説が中断され、若しくは中断されるおそれがある場合その他正当な事由があると認める場合においては、遅れて到着した候補者又は代理人についての残余の時間又はその者の演説すべき順序にかかわらず、時間を限つてその者に演説をさせることができる。

(欠席の届出)

第二十八条 候補者及びその代理人のいずれも立会演説会に出席できない事情があるときは、当該候補者はその立会演説会の開催の日の三日前までにその旨を別記第九号様式による届出書により市町村の委員会に届け出なければならぬ。

2 市町村の委員会は、前項の届出を受けたときは、直ちにその旨を県の委員会に報告しなければならない。

(演説の中止)

第二十九条 司会者は、候補者又は代理人がその演説をすることができる時間を経過してもなお演説を続けるときは、直ちにこれを中止させなければならぬ。

2 司会者は、停電、拡声機の故障その他やむを得ない事由により演説を続けることができなくなつたと認めるときは、演説を一時中止させ、その事由がなくなつてから演説を続行させることができる。この場合において、演説を中止させた時間は、候補者及び代理人の演説の時間に算入しない。

3 前項の規定により司会者が演説を中止させたときは、市町村の委員会は、直ちにその旨を県の委員会に報告しなければならない。

(演説を行なわかつた旨の報告)

第三十条 市町村の委員会は、第二十八条第一項の規定による欠席の届出のあつた候補者以外の候補者又は代理人が、演説を行なうべき時間に演説を行なわなかつたときは、直ちにその旨を県の委員会に報告しなければならない。

(演説を行なわない場合)

第三十一条 法第五十六条第一項の規定により班別編成の方法によらぬ

い立会演説会に参加の申出をした候補者が二人に達しないときは、その立会演説会は行なわぬ。ただし、法第五十七条第一項の規定による参加の申出があつたため、その立会演説会に参加することのできる候補者が二人以上となる場合は、この限りでない。

2 法第五十六条の二第二項の規定により班別編成の方法による立会演説会に参加の申出をした候補者について、その所属の班をきめる場合において、一の班に属する候補者が二人に達しないときは、その班の立会演説会は行なわぬ。ただし、法第五十七条第一項の規定による参加の申出があつたため、その班に属することのできる候補者が二人以上となる場合は、この限りでない。

3 候補者が死亡し、立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞したため、立会演説会の開催の日の前日においてその立会演説会に参加することのできる候補者が二人に達しなくなつたときは、その立会演説会は行なわぬ。候補者から第二十八条第一項の規定による欠席の届出がなされたため、演説を行なうことのできる候補者が二人に達しなくなつたときも、また、同様とする。

(他の班への参加)

第三十二条 班別編成の方法による立会演説会において、前条第二項本文及び同条第三項前段の規定により一の班の立会演説会を行なわなかつた場合においては、その班に属した候補者の申出により、他の班の立会演説会に参加させることができる。この場合において、その候補者の参加の申出及び演説の順序については、第二十一条第二項及び第二十四条の二第二項の規定の例による。

2 県の委員会は、前項の規定により当該候補者を他の班の立会演説会に

参加させた場合は、その旨告示し、あわせて関係のある市町村の委員会及び候補者に通知するものとする。

(開催周知の掲示の場所)

第三十三条 市町村の委員会は、法第五十八条第一項の規定による立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行なうべき候補者の氏名及び党派別の掲示(以下「氏名等の掲示」という。)をする場所をあらかじめ定めておかなければならない。

2 前項の規定による氏名等の掲示をする場所は、選挙運動期間中は変更することができない。ただし、天災その他避けることのできない事故によりその場所に掲示することができないときは、この限りでない。

(掲示の掲載の順序)

第三十四条 法第五十八条の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序は、その立会演説会における候補者の演説の順序による。

(掲示の掲載の順序の変更等)

第三十四条の二 市町村の委員会は、氏名等の掲示をした後に法第五十七条第三項及び第三十二条第二項の規定による通知があつたときは、前条の規定にかかわらず、その通知に係る候補者の氏名及び党派をすでに行なつた掲示の末尾に掲載しなければならない。

2 氏名等の掲示をした後に法第五十七条の二の規定により演説の順序が変更されたときは、その氏名等の掲示の掲載の順序は、前条の規定にかかわらず、変更前の演説の順序による。

3 市町村の委員会は、氏名等の掲示をした後に候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞した場合に係る第二十五条第二項の通知を受けたときは、その通知にかかる候補者に関

する部分を抹消しなければならない。

4 法第五十八条の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示をする場合において、候補者から第二十八条第一項の届出があつたときは、当該候補者の氏名及び党派は掲載しない。ただし、市町村の委員会は、氏名等の掲示をした後に候補者から第二十八条第一項の届出があつたときは、当該候補者の氏名の下に「(欠席)」と表示しなければならない。

5 市町村の委員会は、氏名等の掲示をした後に第三十一条第三項の規定により立会演説会を行なわなくなつたときは、すみやかにその掲示をとり除かなければならない。

(掲示及び表示の方法)

第三十五条 法第五十八条の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示及び演説会場の表示は、その市町村の委員会が開催するすべての立会演説会を通じて同一の様式及び大きさでしなければならない。

2 法第五十八条第二項の規定による演説会場の表示は、別記第八号様式の二に準じてしなければならない。

3 法第五十八条の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示をする場合において、字数が二十をこえる名称を有する政党その他の政治団体に属する候補者の党派については、令第八十八条第四項の略称のみを掲載するものとする。

(演説会中止の告示等)

第三十六条 県の委員会は、法第五十八条の二第一項の規定により、立会演説会開催の手續を中止する場合は、直ちにその旨を告示し、あわせて関係のある市町村の委員会及び候補者に通知するものとする。

2 市町村の委員会は、天災その他避けることのできない事故その他特別

